

被災者の公的支援強化を求める意見書

阪神・淡路大震災から本年1月17日で9周年を迎えた。10年目に入った被災地では、仮設住宅は既に解消し、住まいや店舗は再建されて一見順調に復興しているように見える。しかし、兵庫県が昨年実施した復興公営住宅入居者のアンケートでは、暮らしの目途が立ったと感じている人は3割に過ぎず、半数近くが震災前よりも収入が減ったと答えている。国や自治体が被災者に貸し付けた災害援護資金の返済も、不況や破産者の増加で進まず、神戸市では回収率が63%にとどまっている。いまだに生活の再建は確立していないばかりか、歳月を経て被災地では新たな不安が生まれ、格差が開きつつある。

阪神・淡路大震災を契機に98年、「被災者生活再建支援法」がつくられ、来年度は被災地の切実な声を受けて同法に「居住安定支援制度」が創設されるが、住宅本体の建築費などは対象外であり、しかも年収や年齢などで用途に厳しい制限があって望ましい「住宅再建支援制度」とはほど遠い内容になっている。「住まい」は生活基盤回復の基礎であり、「支援法」の抜本的な見直しが不可欠である。

毎年のように全国で自然災害が起こり、また、大地震の発生も現実味を帯びてきている中で、将来の大災害に備えるためにも、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、制度確立が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、今こそ実効性のある「住宅再建支援制度」など、すべての被災者の生活基盤回復のため、公的支援の立法措置を講ずるよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量